

ヘルプカードをご利用ください

ヘルプカードって何？

「ちょっと手助けが必要な人」と「ちょっと手助けしたい人」を結ぶカードです。

障害や病気のある人の中には、自分から「困っている」ことをなかなか伝えられない方がいます。

また、外見では障害があることがわかりにくい人や、ちょっとした配慮が必要なときに自分から言い出せない方もいます。

ヘルプカードは、災害や日常生活の中で困ったとき、自分の障害などについて説明し、支援や配慮を求めるためのカードです。



ヘルプカードには、いざという時にこのカードを見る人に、何を伝えたいのか、どのような支援をしてもらいたいのかを記載します。

重要な個人情報も含まれますので、取扱いや紛失などには十分注意してください。

配布対象者

富士吉田市内在住の障害をお持ちの方
(手帳の有無は問いません)

配布場所

富士吉田市役所 福祉課障害担当

配布時間

平日 午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日を除く)

こんなとき、みなさんの手助けが必要です。

ヘルプカードの提示がありましたら、やさしく声をかけ、カードに記載されている内容に沿った支援や配慮をお願いします。

■ 日常的に・・・

何か困っているような人をみかけたら

「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけてください。
その際「ヘルプカード」の提示があったら、記載してある内容に沿った支援をお願いします。

■ 緊急のとき・・・

パニックや発作などを起こしている人を見かけたら

まず、短い言葉で優しく声をかけてください。
「ヘルプカード」には、パニックや発作の時にはどうしてほしいかなどが記載されています。周りの人と協力して対応をお願いします。

■ 災害が発生したとき・・・

安全な場所に避難しなければならないときに、危険を察知していない人や動けない人がいたら

ゆっくり具体的に状況を伝えてください。
「ヘルプカード」に緊急連絡先の記載がある場合には、連絡をお願いします。

避難所で過ごすとき、障害のある人が困っていたら

「ヘルプカード」を持っているか確認し、提示があったら記載内容に沿った支援・配慮をお願いします。

ヘルプカードに関する問い合わせ先

富士吉田市役所 福祉課障害担当

〒403-8601 富士吉田市下吉田6-1-1

TEL 0555-22-1111（内線 150・761）

FAX 0555-22-1122

